

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和4年9月30日

金曜日

第4990号

目次

条 例

○富山県防災危機管理センター条例	1
○県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	5
○県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	8
○富山県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例	34
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	53

条 例

富山県防災危機管理センター条例、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例、富山県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例及び富山県手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年9月30日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県条例第41号

富山県防災危機管理センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、富山県防災危機管理センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県民の防災その他の危機管理に関する知識の普及及び意識の高揚を行うことにより、地域防災力の充実強化及び危機管理に資する活動の促進を図るため、富山県防災危機管理センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第3条 センターは、富山市に置く。

(施設)

第4条 センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 研修室
- (2) 交流・展示ホール
- (3) その他センターの設置の目的を達成するために必要な施設
(事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災その他の危機管理に資する活動を行う個人及び団体相互の交流及び連携を促進すること。
- (2) 防災その他の危機管理に関する情報の提供及び資料の展示を行うこと。
- (3) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業
(利用の承認)

第6条 別表に掲げる施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、知事に申請してその承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

- (1) センターの秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

3 前項の規定によるもののほか、知事は、災害その他の県民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止のために、県が施設等を利用する必要があると認めるときは、第1項の承認をしないものとする。

4 第1項の承認には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の承認の取消し等)

第7条 知事は、前条第1項の規定により施設等の利用の承認を受けた者（次条において「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を取り消し、又はその利用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 前条第4項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定によるもののほか、知事は、災害その他の県民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止のために、県が施設等を使用する必要があると認めるときは、前条第1項の承認を取り消し、又はその利用を制限することができる。

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める金額の使用料を納めなければならない。

(使用料の徴収方法)

第9条 使用料は、知事の発行する納入通知書により徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第6条第1項の申請を行わせる場合には、使用料を規則で定める方法により徴収することができる。

3 前2項の規定による徴収の方法により難しい場合においては、口頭、掲示その他の方法により現金で徴収することができる。

(使用料の減免)

第10条 知事は、防災その他の危機管理に資する活動を行うため利用するときその他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、第7条第2項の規定により施設等の利用の承認を取り消し、又はその利用を制限するときその他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年11月11日から施行する。ただし、第1条から第4条まで及び次項の規定は、令和4年10月11日から施行する。

(準備行為)

- 2 第6条第1項の規定による利用の申請及び承認、第7条第1項又は第2項の規定による利用の承認の取消し等、第9条第1項、第2項又は第3項の規定による使用料の徴収、第10条の規定による使用料の減免並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第6条第1項、第7条第1項又は第2項、第9条第1項、第2項又は第3項及び第10条の規定の例により行うことができる。

別表 (第8条関係)

区分		金額		
		9時から17時まで	9時から12時まで	13時から17時まで
研修室	3-A	20,300円	11,800円	14,200円
	3-B	20,800円	12,000円	14,500円
	3-C	17,900円	10,400円	12,500円
	3-D	9,500円	5,500円	6,700円
	3-E	8,300円	4,800円	5,800円
	3-F	8,900円	5,200円	6,200円
	3-G	8,900円	5,200円	6,200円
	3-H	7,800円	4,500円	5,400円
	5-A	20,700円	12,000円	14,400円
	5-B	17,100円	9,900円	11,900円
	5-C	16,600円	9,600円	11,600円
	小会議室		11,500円	6,700円
中会議室		28,500円	16,500円	19,900円
附属設備		実費を勘案して知事が定める額		

(防災・危機管理課)

富山県条例第42号

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成4年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「」（」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳

6 か月到達日

- ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して育児休業法等育児休業をする場合にあっては、当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業法等育児休業をしている場合
- ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合
- エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれ

にも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して育児休業法等育児休業をする場合にあつては、当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該任期が」を「当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第10条中「第2条各号」を「第2条第1号及び第2号」に改める。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第2条 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を

加える。

(3) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。

第24条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第25条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する第1条の規定による改正前の県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（人事課）

富山県条例第43号

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する
条例

（県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部改正）

第1条 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3並びに」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7、」に改め、「第43条第3項」の次に「並びに警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第2項」を加える。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、医師及び歯科医師（病院に勤務する医師及び歯科医師を除く。）の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により、当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期日の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）第8条第1項又は富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富山県条例第61号）第4条に規定する管理職手当を支給される職員の職
- (2) 警視又は警部の階級にある警察官（前号に掲げる職を除く。）
- (3) 前2号に掲げる職のほか、これらに相当する職として人事委員会規則で定める職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下こ

の章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
 - (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
 - (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- 2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項第1号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降

任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことできない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条第1項において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合又は広域連合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の4項を加える。

(定年に関する経過措置)

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年富山県条例第43号。以下この項、次項及び第8項において「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師（病院に勤務する医師及び歯科医師に限る。）に対する第3条第1項の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

- 7 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師（病院に勤務する医師及び歯科医師を除く。）に対する第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 8 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項及び令和4年改正条例第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当

該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

- 9 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第2条 富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第3条 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項並びに第17条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例の一部改正）

第4条 県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例（昭和26年富山県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「場合」の次に「又は法第28条の2第1項の規定により他の職へ降任又は転任をする場合」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（降給に関する経過措置）

2 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。次項において「給与条例」という。）附則第25項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「又は法第28条の2第1項の規定により他の職へ降任又は転任をする場合」とあるのは、「若しくは法第28条の2第1項の規定により他の職へ降任又は転任をする場合又は富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）附則第25項の規定の適用を受ける場合」とする。

3 第3条第2項の規定は、給与条例附則第25項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（県職員及び県費負担教職員の再任用に関する条例の廃止）

第5条 県職員及び県費負担教職員の再任用に関する条例（平成13年富山県条例第2号）は、廃止する。

（県職員及び県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第6条 県職員及び県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年富山県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条中「において」の次に「、その発令の日に受ける」を、「。）」の次に「以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第7条 公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成

13年富山県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「一に」を「いずれかに」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条第5号中「一に」を「いずれかに」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

第9条 県職員及び県費負担教職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第10条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）

の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（第4条の2において「短時間勤務職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第3項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第9項を次のように改める。

9 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第10条の6第1項第1号中「以下」の次に「この項、次項及び第4項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この項、次項及び第8項において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「する額（以下」の次に「この号及び第4項において」を、「得た額（以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「以下」の次に「この項及び第8項において」を加え、同条第4項各号列記以外の部分中「以下」を「第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加える。

第16条第1項各号列記以外の部分中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号及び同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第21条第2項中「第8条の2」を「第4条第1項から第8項まで、第8条の2」

に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第2項各号列記以外の部分中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「当該職員」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第4項中「以下「法」を「附則第29項において「給与法」に改める。

附則第12項中「もの」を「措置」に、「にあつては」を「には」に改め、附則第24項の次に次の10項を加える。

25 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第27項及び第29項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第5項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

26 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年富山県条例第43号）第1条の規定による改正前の県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第2号）第3条ただし書に規定する職員
- (3) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日におい

て前項の規定が適用されていた職員を除く。)

- 27 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第31項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第29項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 28 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 29 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた給与法第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 30 附則第28項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第28項中「前項」とあるのは「附則第29項」と、「基礎給料月額」と

あるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

- 31 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第25項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第27項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第27項及び第28項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 32 附則第27項、第29項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第25項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 33 附則第27項、第29項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第22条第5項（第23条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第27項、第29項、第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 34 附則第25項から前項までに定めるもののほか、附則第25項の規定による給料月額、附則第27項の規定による給料その他附則第25項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400	

別表第2再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

別表第3のアの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	234,000	274,300	331,100	415,200

別表第3のイの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	225,200	271,100	324,400	405,200

別表第4再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

任用 短時間勤務職員					
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第5のアの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

別表第5のイの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第5のウの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

(富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第11条 富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年富山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第27項、第31項又は第32項の規定による給料を支給される職員に関する特例)

4 給与条例附則第27項、第31項又は第32項の規定による給料を支給される教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第27項、第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。

(富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正)

第12条 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例(昭和48年富山県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「次条第3項において「再任用短時間勤務職員」を「以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第47条の2第2項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第52条の2の見出し及び同条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第27項、第29項、第31項又は第32項の規定による給料を支給される職員に関する特例)

12 給与条例附則第27項、第29項、第31項又は第32項の規定による給料を支給される職員に対する第6条第2項、第9条第2項、第21条第2項、第24条第2項

又は第39条第2項第5号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第27項、第29項、第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。

(富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第13条 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年富山県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「もの及び」の次に「定年前再任用短時間勤務職員(」を加え、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項」に改め、「占める職員」の次に「をいう。以下同じ。)」を加える。

第18条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第3項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 5 職員(定年前再任用短時間勤務職員又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項から第4項までの規定により採用された者を除く。)が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、富山県一般職の職員等の給与に関する条例附則第25項及び第26項の規定の例により管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例(以下

「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤務して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤務して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当

該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第8条において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用短時間勤務職員(第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用短時間勤務職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用短時間勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用短時間勤務職員の同意を得なければならない。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定

する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 暫定再任用短時間勤務職員は、第2条の規定による改正後の富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下この条において「新人事行政条例」という。）第3条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務

務の職を占める職員とみなして、新人事行政条例の規定を適用する。

(県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(以下この条及び附則第13条第2項において「新勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第10条の規定による改正後の富山県一般職の職員等の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第25項から第34項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第13条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、附則第11条の規定により適用される新勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21条第2項、第22条第3項並びに第23条第2項第1号及び第2号の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条の6第2項第2号及び第16条第2項の規定を適用する。

5 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の

給与に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第12条の規定による改正後の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例(次項において「新特勤条例」という。)第47条の2第2項及び第52条の2の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新特勤条例第26条第3項及び第27条第3項の規定を適用する。

3 前2項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に対する家畜保健衛生業務手当、乗船手当及び義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員については、第13条の規定による改正後の富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条から第6条の2まで、第9条、第10条及び第18条の規定は、適用しない。

(人事課)

富山県条例第44号

富山県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(富山県職員等退職手当支給条例の一部改正)

第1条 富山県職員等退職手当支給条例(昭和37年富山県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削る。

第2条の4中「第5条の3」を「第5条の3の2」に改める。

第3条第2項各号列記以外の部分中「。この項」を「。以下この項」に改め、

「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の2第1項各号列記以外の部分中「退職した者」の次に「（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第5条の3の2及び附則第22項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」を加える。

第5条の3の表以外の部分中「15年」を「20年」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定）

第5条の3の2 第5条の2（前条において読み替えて適用する場合を含む。）

の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第5条の3の2及び附則第22項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をいう。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条の2第1項の俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条及び前条の表中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第7条の2各号列記以外の部分中「第5条の2第1項」及び「同項第2号イ」の次に「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第1号中「特定減額前給料月額」の次に「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。)」を加える。

第7条の3の表中「第5条の2第1項の」を「第5条の2第1項(」に、「同条」を「第5条の3」に、

第7条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
----------	-----------	---

を

第7条の2第1号	特定減額前給料月額 (第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。))及び特定減額前給料月額 第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。))	特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。以下この号及び次号において同じ。))及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退
----------	--	---

	職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
--	---

に改める。

第7条の4第1項各号列記以外の部分中「除く。以下」を「除く。第8条第4項において」に改め、「額（以下」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第7条の5第1項各号列記以外の部分中「第5条の2」の次に「（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第9条の3第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第11条第2項中「18日」の次に「（1月間の日数（富山県の休日定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加え、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第15条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」

に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第3項から第24項までを削る。

附則第25項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（次項において「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（次項において「旧電信電話公社」という。）」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第26項中「引き続き日本たばこ産業株式会社」の次に「（日本たばこ産業株式会社法第1条に規定する株式会社をいう。以下この項において同じ。）」を、「引き続き日本電信電話株式会社」の次に「（日本電信電話株式会社等に関する法律第1条第1項に規定する株式会社をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「第4条」を「（昭和59年法律第71号）第4条」に、「第5条」を「（昭和59年法律第87号）第5条」に、「第2条第2項」を「（昭和28年法律第182号）第2条第2項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第27項中「で旧日本国有鉄道」を「で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下この項及び次項において「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第28項を附則第6項とする。

附則第29項中「条例第27号」を「（富山県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年富山県条例第27号。以下「昭和48年改正条例」という。））」に、「第5条の3まで」を「第5条の3の2まで及び附則第24項から第32項まで」に、「附則第29項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第30項中「条例第27号」を「昭和48年改正条例」に改め、「第5条の2」の次に「（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第25項」を加え、同項を附則第8項とする。

附則第31項中「条例第27号」を「昭和48年改正条例」に、「第5条」を「第5

条又は附則第25項」に、「附則第29項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第32項及び第33項を削り、附則第34項を附則第10項とし、附則第35項を附則第11項とし、附則第36項及び第37項を削る。

附則第38項中「の規定による給料表」を「(以下「給与条例」という。)の規定による給料表」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第39項から第44項までを削る。

附則第45項各号列記以外の部分中「富山県一般職の職員等の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同項第2号中「退職日給料月額」を「60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額」に改め、同項に次の1号を加え、同項を附則第13項とする。

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額に対する割合

附則第46項の表以外の部分中「15年」を「20年」に改め、同項の表を次のように改め、同項を附則第14項とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第13項第1号	及び同日にその者が受けていた給料月額	並びに同日にその者が受けていた給料月額及び同日にその者が受けていた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得

		た額の合計額
附則第13項第2号	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額に、	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額及び同日にその者が受けていた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
附則第13項第2号イ	前号に掲げる額	その者が切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日にその者が受けていた給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第13項第3号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
附則第13項第3号イ	前号に掲げる額	その者が60歳に達する日の属する年度の末日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日にその者が受けていた給料月額を基礎と

	して、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--	--

附則第47項各号列記以外の部分中「附則第45項」を「附則第13項」に、「同項第2号イ」を「同項第3号イ」に改め、同項第1号中「切替日」を「60歳に達する日の属する年度の末日」に改め、同項第2号を次のように改め、同項を附則第15項とする。

(2) 60未満 次に掲げる額の合計額

- ア 切替日の前日にその者が受けていた給料月額に附則第13項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額
- イ 60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額に附則第13項第3号イに掲げる割合から同項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- ウ 退職日給料月額に60から附則第13項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

附則第48項の表以外の部分中「附則第46項」を「附則第14項」に改め、同項の表を次のように改め、同項を附則第16項とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第15項	附則第13項の	前項の規定により読み替えて適用する附則第13項の
	同項第3号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第13項第3号イ
	同項の	前項の規定により読み替えて適用する附則第13項の
附則第15項第1号	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額及び同日の者が受けていた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき

		100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
附則第15項第2号 ア	切替日の前日にその者が受けていた給料月額	切替日の前日にその者が受けていた給料月額及び同日にその者が受けていた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	附則第13項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第13項第2号イ
附則第15項第2号 イ	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額及び同日にその者が受けていた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	附則第13項第3号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第13項第3号イ
	同項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第13項第2号イ

附則第15項第2号 ウ	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	附則第13項第3号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第13項第3号イ

附則第16項の次に次の4項を加える。

17 給与条例別表第3の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受け、かつ、給与条例附則第25項の規定による給料月額の改定の適用を受ける者のうち、60歳に達する日の属する年度の末日までに給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該特定減額前給料月額が60歳に達する日の属する年度の末日の給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の2までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日にその者が受けていた給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の60歳に達する日の属する年度の末日の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の

前日にその者が受けていた給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額に対する割合

18 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第17項第1号	及び同日にその者が受けていた給料月額	並びに同日にその者が受けていた給料月額及び同日にその者が受けていた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
附則第17項第2号	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額に、	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額及び同日にその者が受けていた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき

		100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
附則第17項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第17項第3号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
附則第17項第3号イ	前号に掲げる額	その者が60歳に達する日の属する年度の末日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日にその者が受けていた給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

19 附則第17項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項

の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 次に掲げる額の合計額

ア 特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日にその者が受けていた給料月額に附則第17項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額

イ 60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額に附則第17項第3号イに掲げる割合から同項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ウ 退職日給料月額に60から附則第17項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

20 附則第18項に規定する者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第19項	附則第17項の	前項の規定により読み替えて適用する附則第17項の
	同項第3号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第17項第3号イ
	同項の	前項の規定により読み替えて適用する附則第17項の
附則第19項第1号	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額及び同日にその者が受けていた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、

		100分の2)を乗じて得た額の合計額
附則第19項第2号 ア	特定減額前給料月額 に係る減額日のうち最も遅い日の前日にその者が受けていた給料月額	特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日にその者が受けていた給料月額及び同日にその者が受けていた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
	附則第17項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第17項第2号イ
附則第19項第2号 イ	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額	60歳に達する日の属する年度の末日にその者が受けていた給料月額及び同日にその者が受けていた給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
	附則第17項第3号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第17項第3号イ
	同項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第17項第2号イ
附則第19項第2号 ウ	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその

	者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
附則第17項第3号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第17項第3号イ

附則第49項中「富山県一般職の職員等の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同項を附則第21項とし、同項の次に次の1項を加える。

22 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（第5条の3の2の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する俸給月額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附則第50項の表以外の部分中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第23項とし、同項の次に次の9項を加える。

24 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達する日の属する年度の末日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第24項」とする。

25 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達する日の属する年度の末日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における

第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第25項」とする。

26 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第2号）第3条第2項に規定する職員

(2) 病院に勤務する医師及び歯科医師

27 給与条例附則第25項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額設定に該当しないものとする。

28 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3、第5条の3の2、第7条の3、附則第14項、附則第16項、附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、第5条の3本文、附則第14項本文及び附則第18項本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第26項第1号又は第2号に掲げる職員に該当する職員以外の者であつて県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年富山県条例第43号）第1条の規定による改正前の県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第2号）（以下「令和4年旧定年条例」という。）第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳に達する日の属する年度の末日とし、令和4年旧定年条例第3条ただし書の適用を受けていた者であつて附則第26項第1号又は第2号に掲げる職員に該当する職員にあつては65歳に達する日の属する年度の末日とする。）に達する日」と、第5条の3の表、第7条の3の表、附則第14項の表、附則第16項の表、附則第18項の表及び附則第20項の表中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第26項第1号又は第2号に掲げる職員に該当する職員以外のものであつて令和4年旧定年条例第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳とし、令和4年旧定年条例第3条ただし書の適用を受けていたものであつて附則第26項第1号又は第2号に掲げる職員に該当する職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

29 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7

号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第5条の3、第5条の3の2、第7条の3、附則第14項、附則第16項、附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、第5条の3本文、附則第14項本文及び附則第18項本文中「6月」とあるのは「零月」と、第5条の3の表、第7条の3の表、附則第14項の表、附則第16項の表、附則第18項の表及び附則第20項の表中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第26項第1号又は第2号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第26項第1号又は第2号に掲げる職員	65歳

30 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3、第5条の3の2、第9条の3、附則第14項及び附則第18項の適用については、第5条の3本文、第9条の3第1項第1号、附則第14項本文及び附則第18項本文中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文、附則第14項本文及び附則第18項本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第9条の3第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

31 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第29項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3、第7条の3、附則第14項、附則第16項、附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、第5条の3の表、第7条の3の表、附則第14項の表、附則第16項の表、附則第18項の表及び附則第20項の表中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第29項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職

の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

32 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第29項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3、第5条の3の2、第7条の3、附則第14項、附則第16項、附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、第5条の3の表、第7条の3の表、附則第14項の表、附則第16項の表、附則第18項の表及び附則第20項の表中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（富山県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 富山県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年富山県条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第5条まで」の次に「又は附則第24項若しくは第25項」を加え、「第5条の3まで」を「第5条の3の2まで及び附則第24項から第32項まで」に改める。

附則第4項中「同項又は」を「同項、」に改め、「第5条の2」の次に「（退職手当条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第27項」を加える。

附則第5項中「第5条」の次に「又は附則第25項」を加える。

附則第11項各号列記以外の部分及び同項第1号、附則第31項、附則第32項並びに附則第35項中「第5条の3」を「第5条の3の2」に改める。

（富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年富山県条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「附則第29項」を「附則第7項」に改める。

（富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「附則第29項から第31項」を「附則第7項から第9項」に、「第5条の3」を「第5条の3の2」に、「附則第29項から第31項まで及び第39項から第44項」を「附則第7項から第9項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中富山県職員等退職手当支給条例第11条第4項の改正規定及び附則第50項の改正規定（「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。） 公布の日

(2) 第1条中富山県職員等退職手当支給条例第11条第2項及び第11項第5号の改正規定 令和4年10月1日

2 第1条の規定による改正後の富山県職員等退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第11条第4項の規定は、前項第1号に掲げる施行の日以後に新条例第11条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に至った者について適用する。

(経過措置)

3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された者をいう。）に対する新条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された者を除く。以下「職員」という。））」とする。

4 新条例附則第13項から第16項までの規定は、60歳に達する日の属する年度の末日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(人事課)

富山県条例第45号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して手数料を徴収する事務に係る申請、申込み等を行わせる場合には、当該手数料については、規則で定める方法により徴収することができる。

別表第1の342の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表の342の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表の347の3の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表の347の4の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

別表第2第1項中「436の4の項まで」を「436の5の項まで」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1の342の項、342の2の項、347の3の項、347の4の項及び別表第2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(財 政 課)

令和4年9月30日印刷発行

発行 富 山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号

電話富山 076—444—3153番
